

郵便局における点呼業務未実施事案の発生について

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 千田 哲也）は、近畿支社管内の小野郵便局（東条旧集配センター）において、法令で定められた点呼業務^{（注）}を実施しないまま配達業務を行った事例を1月下旬に確認しました。

当該事例を受けて近畿支社管内の郵便局の1週間の点呼業務執行状況を確認したところ、期間中、1回でも何らかの不備があった郵便局が140局ありました。現在、当該140局について、不備の詳細（内容・割合・頻度等）の調査を実施しています。

点呼業務を実施しないまま配達等の業務を行うことは法令に違反する行為であり、このような事案が発生したことにつきまして、弊社として大変重く受け止めており、お客さまに深くお詫び申し上げます。

また現在、全国の郵便局における点呼業務執行状況の調査を開始しており、その結果を踏まえ、適正な点呼業務の徹底を図るため、調査により確認された法令違反の再発防止策を早急に策定し、実行してまいります。

注	点呼業務	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条において、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して酒気帯びの有無等の確認を行うことと定められているもの。
---	------	---

以上

【お客さまのお問い合わせ先】
日本郵便株式会社お客様サービス相談センター
0120-23-28-86（フリーダイヤル）
携帯電話から 0570-046-666（有料）
〔受付時間：全日 8:00～21:00〕
ガイダンスが流れますので、「*」のあとに「1」を選択してください。
おかけ間違いのないように注意してください。